

序議付議事案書

開催・令和7年9月30日

所管部課	市民生活部スポーツ観光課	部長	関田孝志			
件名	東大和市観光キャラクター「うまべえ」の使用に関する要綱の一部を改正する訓令について					
関係規則						
事項						
<p>1. 要旨</p> <p>観光キャラクター「うまべえ」の図柄の使用に関する申請書の提出等について、電子情報処理組織による手続を追加するため、当該要綱の一部改正をしたい。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用者からの使用申請書及び使用変更申請書の提出並びに市からの使用(変更)承認・不承認通知書及び使用承認取消通知書による通知を、電子情報処理組織(ロゴフォーム)を使用してできるようにするための改正 ② 様式の文言を修正 <p>(2) 施行日</p> <p>市長決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>電子情報処理組織を使用することにより、使用者の利便性の向上と市として職員の事務負担の軽減や郵送費の削減が図られる。</p>						
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>総務課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項(問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>序議報告後、速やかに改正における手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。